

文書分類番号	00	09	03	002	永年	起案	平成	年	月	日	決裁	平成	年	月	日
議長	副議長	局長	副主幹	係長	担当	担当	文書取扱主任								

第 40 回 厚生常任委員会 会議録

開催年月日	平成 26 年 5 月 9 日 (金曜日)	開会 13 時 32 分	閉会 14 時 40 分
開催場所	第一委員会室		
出席委員	関藤、堀、清水、木下、田村、窪之内	事務局	菊井事務局長
	議長、委員外～大谷		和田副主幹
欠席委員	なし		平川係長
説明員	別紙のとおり	議件	別紙のとおり
議 事 の 概 要	1. 所管からの報告事項について		
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、資料要求があったため、次回以降の委員会において、再度説明を受けることとした。		
	(1) 生活保護詐欺事件に係る訴訟等の動向について		
	2. その他について		
	なし		
	3. 次回委員会の日程について		
	平成 26 年 5 月 23 日 (金) 午前 10 時 00 分 第一委員会室にて第 2 回定例会前の委員会を予定するが、清水委員から、本日の報告事項に関連して仮に債権放棄についての議案が臨時会が開催され上程される場合は、その臨時会の前に本委員会の開催を求める意見があり、その際には臨機応変に対応することとした。		
	上記記載のとおり相違ない。		
厚生常任委員長 関藤 龍也 ㊟			

平成26年5月7日

滝川市議会議長 水口典一様

滝川市長 前田康吉

厚生常任委員会への説明員の出席について

平成26年5月1日付け滝議第25号で通知のありました厚生常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いいたします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いいたします。

記

滝川市長の委任を受けた者

保健福祉部長

保健福祉部次長

佐々木 哲

国嶋 隆雄

(総務部総務課総務係)

第40回 厚生常任委員会

H26. 5. 9 (金) 午後1時30分
第一委員会室

○ 開 会

○ 委員長挨拶 (委員動静)

1. 所管からの報告事項について

《保健福祉部》

(1) 生活保護詐欺事件に係る訴訟等の動向について

(資料) 福祉課

2. その他について

3. 次回委員会の日程について

5月23日 (金) 10:00 第一委員会室

○ 閉 会

第40回 厚生常任委員会

H26. 5. 9 (金)13:30~

第一委員会室

開 会 13:32

委員長 ただいまから第40回厚生常任委員会を開会いたします。

委員動静報告

委員長 委員動静につきましては、全員出席、議長の出席をいただいております。委員外議員として大谷議員の出席を認めます。傍聴として渡邊龍之議員が出席。北海道新聞、読売新聞、プレス空知の傍聴を許可しております。それでは、所管からの報告事項に入らせていただきます。

1. 所管からの報告事項について

委員長 保健福祉部から(1)、生活保護詐欺事件に係る訴訟等の動向についての説明を求めます。

(1) 生活保護詐欺事件に係る訴訟等の動向について

国嶋部次長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますか。

田 村 判決では、一審より二審のほうが市にとって不利になった。認容期間が2カ月、3カ月早いうちからということだけれども、どうしてそうなったのか。これはやはり担当の弁護士等がこれはおかしいと、前のとおりならやむを得ないけれども、かえってこっちがふえたというのはおかしい判決であって、ここでいう事実審と法律審というのは、当然わかるし、民事というのは崩すのは非常に難しいというのも事実だけれども、一審よりも重くなったという不満に対し、市の担当弁護士が、これはまずいのではないかとということで上告するべきだと思う。ただ、上告しても法律審ということで、なかなか崩すのは難しいのだけれども、一審よりも重くなったというのは非常に不服だと思う。何のために上告したのかということになる。だから、前回一審で出たときに、これはもう上告してもしようがないという判断でやめたのなら、それはそれで一理あるけれども、さもそれを崩そうとしてやったのに、かえって重くなって、それはそれでしようがないというのでは全く当てにならない話。何かいい方法はないのですか。例えば向こうの原告団が弁護団を組んでいるのだから、こちらも弁護団を組んでやるべき事件ではなかったのですか。

国嶋部次長 大変申しわけございません。今のお話につきましては、意見として、二度とないことを願いますけれども、市としての反省材料にはしたいと思えます。ただ、あくまでもこの上告する、しない等につきましては、訴訟代理人である顧問弁護士等の意見も受けて、最終決定をしたのは市になります。お話にありましたように事実審と法律審の違いもございます。また、滝川市といたしましても控訴審の判決内容に対して重くなった理由、それが2カ月さかのぼった理由については、判決書を読む限りでは明確な起点となるものは一審同様示されていないとは考えてはおりますけれども、現状最高裁に上告するという判断には至り得なかったということでございます。

田 村 原告側は弁護団を組んできているのに、こちらが1人でやるというのはやはり不利なのです。だから、向こうが3人ならこちらは4人立てるとか、やはりそ

ういう今回の裁判方法が間違っていると思う。だから、そういうことも顧問弁護士とよく相談しながら対応すべきだと思うけれども、なぜ顧問弁護士は1人でいいという結論になったのか。そして、この判決においては、こちらの弁護士が全て出席をして、そういう判決を確認しているのか。どういうふうになっているのですか。

国嶋部次長

訴訟代理人につきましては、口頭弁論には毎回参加して、それぞれそのたびごとに控訴に至った理由書の提出、準備書面の提出をしていただいております。また、最初の方に顧問弁護士に訴訟代理人を委任し、また弁護団という体制をとらなかったのかということですが、その当時のことはちょっとわかりませんけれども、市としての立場をそのときに選択したのだと考えております。

田 村
国嶋部次長

口頭弁論はわかったけれども、判決のときも弁護士は全部来ているのですか。第一審、第二審とも判決のときには顧問弁護士はいらっしゃっておりません。理由を確認しましたところ、判決については判決書が粛々と読み上げられるだけで、弁護士等についての質疑、もしくはそういった機会があるわけではないということ、また非常に安い単価ではございますけれども、弁護士については契約に基づき日当等を支給しておりますので、その3分ただ座っているだけのために経費を使わせるわけにはいかないというお話も伺っております。

田 村

最後にしますけれども、裁判としては非常にお粗末です。裁判というのは、もっと命がけでやるぐらいでないと、全く他人事の裁判をやっている。だから、原告は上告しないということだけでも、この裁判は完全に原告の勝ちです。だから、市としては全く中身の無い判決だと思う。そうなれば放棄する必要もなくなるぞと、こういう意見だって出てくると思うのです。余り言っても切りがないので、ここでやめておきますけれども、今後こういう事件がもし不幸にして起きた場合には、相手方が3人ならこちらは4人の弁護団を組むという心がけは大事だと思うし、費用がかかるから判決に行かないなんていう話ではない。意見として言っておきます。

委員 長
清 水

ほかに質疑ございますか。

委員長には6点の質疑をお見せしているのですが、ちょっと多いので、4点目までまず質疑をすることでよろしいですか。

委員 長
清 水

それでは、区切ってよろしくをお願いします。

それではまず、上告しない理由ということで民法の事例等を示されましたが、住民訴訟で結構大逆転判決というのは出ているのです。私が見ただけでも差し戻しも含めたら、一番の最高額は下関の高速フェリーに対する補助金が地裁、高裁まで市長に支払いを求めていたのに最高裁で支払う必要はないと、被告勝訴に変わりました。そういう点でいうと、今回の判決が確定すると、特徴は何かというと1つは重過失なのです。私が判例を見る限りでは、重過失というのは一件も見つけることはできませんでした。つまりほとんどが首長が支払い対象者になっていて、首長に重過失というのはなかなかないのです。そういうこともあってか重過失というのは極めて異例なのです。そういう点で、極めて異例なのは、最高裁の役割ということもあるし、職員に対する、あるいは職員のみに対する損害賠償請求をせよということも僕が見た判決の中ではないです。10万円、20万円程度の住民訴訟もたくさんありますが、それは重過失でないのです。そういう点で本当に今までの主張が正しいという自信があるのであれば、僕は上告するのかなと思っていました。原告のほうは、一昨日上告しないとい

うことで市長には申し入れしましたが、やはり被告の側はする可能性が高いと見る向きもありましたが、そういった過去の事例等についてどのように分析され、判断をしたのかということが1点目です。

2点目は、判決をどのように受けとめるのかという点で、今出された資料は非常にこれは一面的な動向の説明です。つまり最終的に支払えということだけを書いているのです。しかし、判決文は、支払う前に違法性だとか過失の有無、また善管注意義務違反、注意義務違反の有無について具体的に原告、被告の主張をもとに事実認定をして、裁判所の判断を述べているのです。例えば14ページですけれども、このような対応をとってさえいけば、実際の調査及び検討に要する期間を考慮したとしても……

ということで、そういったいわゆる支払い命令が出た理由、これは理由が一番大事なのです。ただ結果だけ書くのでは、これは見てわかる人はいません。そういう点で、これでは議会に対する説明資料としては著しく不十分だと思うのですが、お考えを伺いたいと思います。

また、判決から連休を除いても丸1週間ぐらいはあったのかなと思います。そういう点で、判決を分析したりすることをどういうふうにやってきたのか、どういう所管がどういうメンバーで何回ぐらい打ち合わせをして、そこには顧問弁護士がどのようにかかわっていただいたのかということ、またその結果を例えば文書にまとめているのか。それは、現在の時点で内部文書かもしれませんが、やはり何かをまとめるということは、それは頭の中でまとめるというのはまとめたことになりませんから、これでいいですかというふうにどんな会議でもたたき台なりなんなりを示して、それを字句調整もしながらまとめる。これがやはりあるべき姿なのだけれども、そういった文書、内部文書でもいいですけれども、まとまっているのかどうか。

3点目、対応なのですが、この常任委員会が終わったらすぐ記者会見が設定されているのかどうかはわかりません。また、記者発表が予定されているのかどうかはわかりません。その点についてどのように計画をされているのか。

また、今回の問題で市長が議会に説明するという場は一切ございません。つまり記者会見等では市長に対するいろんな質疑等があり、そこで市長の答弁があり、しかしそれはマスコミに発表されるだけで、いわゆる市長の発言というのは一切これまででいえば公表されることはなかったのですが、今回についてはやはり非常に重たいということで、そのあたりについて、早期の迅速な事後公表ということについてどのように考えているのか。また、市民説明会等も私は必要だと考える一人ですが、計画をされているか。

4点目、裁判費用についてですが、地裁では3対7で裁判費用は原告のほうが重い負担だったのです。それが6対4に負担が逆転したことについてどのように分析をしているのか。それが裁判費用ということになると、当然弁護士費用とかそういったことにもつながってくるわけで、それが弁護士費用そのものもいろんな裁判になっているので、私はよくわかりません。しかし、市としては、6年間にわたった裁判で費用負担が滝川市のほうが多いということ踏まえて、今後どのようなことを想定されているのか。

以上、4点についてお伺いをしたいと思います。

国嶋部次長

まず、1点目ですが、上告しない理由、過去に重過失の例がないその他ご意見等もいただきました。下関の事例も挙げていただきましたけれども、判決を受

けまして、これは判決をどのように分析したかという3点目にもつながりますけれども、私どもといたしましてはその判決に応じて今後原告側が上告する、しない、それについてのシミュレーション、滝川市としての選択肢等を検討いたしましたまして、きょうの判断に至っております。

また、どう受けとめるのかということできょうの資料が不十分だということですが、不十分であったということにつきましては、判決書自体も長文でございますので、一番の要点、わかりやすい点をまとめさせていただいたということでございます。

また、この分析について弁護士、訴訟代理人のかかわりということでございますけれども、判決後市長、副市長同席のもと弁護士のほうから判決の分析、今後の考えられる選択肢についてご意見をいただきながら、協議を進め、きょうの上告はしないという結果に至っております。

また、記者発表等につきましては、本日聞いておりますのは当委員会です。議会のほうに上告しないという市の方針を表明させていただいた後、記者クラブを通しまして上告しないという方針については企画課から連絡をさせていただくと聞いております。その他市民説明会等につきましては、申しわけございません、私のほうではまだ聞いておりません。

最後、裁判費用についてですが、まず判決書にあります訴訟費用、これにつきましては先ほど言いましたように印紙代と切手代のみの分であります。来週の月曜日、判決が確定したということであれば、この判決の内容に応じた弁護士費用の請求、これが地方自治法に基づいて支払う必要がございます。その場合は、原告側から滝川市に対してまず請求があるものと考えております。その請求の内容につきましては、その金額の適正さ、それをまた弁護士からご意見をいただきながら確定させていきたいと考えております。滝川市の要した経費ということでございますけれども、滝川市が約6年の裁判につきまして弁護士費用として訴訟代理人にお支払いした経費というのは、約200万円ほどでございます。日当代その他着手金等になります。一審の成功報酬分、第一審の判決が1億円弱でございましたけれども、原告側が2億4,000万円弱の請求でございますので、弁護士費用を算定する場合一審、二審、裁判ごとにその成果に応じた成功報酬というのが今弁護士費用というのはオープン価格にはなっておりますけれども、従前の大体の目安、当てはめた額について着手金をお支払いしております。一審につきましては、成功報酬につきましては訴訟代理人のほうから敗訴部分が大きいということで辞退をされております。

清 水

まず、きょうの資料がわかりやすいものをまとめたとのことですが、それはわかりやすいけれども、短いということで、理由がわからないで結果だけというのは、幾ら見たってわかりません。短くまとめることはいいですけれども、理由、裁判所がなぜこんなに支払いを求める、請求を求める判断を下したのかその理由を書かないと、1億3,000万円、4,000万円も請求しろと言っているのに、理由書がなかったら誰もわからないでしょう。これから当然広報に書いたり、記者発表だとか、そういったことからいけば理由は不可欠だと思いますけれども、長さは別として、お考えを伺いたいと思います。

それで、市民説明会や事後公表については、まだわからないということであり、裁判費用についてはそういった形式だということはいくつもわかりました。

国嶋部次長

再質疑で資料に理由の記載がないということですが、長短にかかわらずという

ことであればその判決の説明の中にその理由として認容期間の拡大理由、元参事の追加に至った理由ということで記載はさせていただいております。ただ、これのもとになります判決書に記載のある理由といたしましては、例えばこの時期に病状把握をした、これをした、あれをした、だからこの時期には遅くともわかっていただろうという帰結法の記載でございますので、その最後の要点だけを記載させていただきました。これがわかりにくいということであれば、申しわけございません、そのご批判は甘んじて受けたいと思います。

清 水

一審からの変化についての理由について聞いているのではないのです。それは、あくまでも金額の話をしているでしょう。金額のもとになる判断です。例えば12ページでいえばこう書いてあります。この異常性は容易に認識し得たものと認められる。あるいは、200万円、数百万円を立てかえて払ったことについていえば、知人から借り受けるといった方法でたやすく入手できる金額ではないことも一見して明らかであるから、これほどの金額をどのようにして支払ったのか、その原資などを十分に確認すべきことも容易に認識し得たものと認められると。その上で故意、または重過失、著しい注意義務違反という判断をしている。だから、最低でも重過失について、例えば重過失とは何だとかということがわかるようなことも書かれているわけです。場所は7ページに書いています。重過失とは、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然これを見過ごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指すものと解すべきである。だから、今回重過失を認めた、こうだから重過失だと。そして、その重過失とは今言ったようなことなのだと。それぐらい重過失の判例というのは、徹底的に被告が完膚なきまでにやられているわけです。そこが書かれていなかったら、これは負けたという、全然何で負けたのかさっぱりわからない。何で負けたのかきちんとわかるように書かないといけない。そう思わないですか。そこがきちんと書かれるのか確認をしたいと思います。

国嶋部次長

申しわけありません。何に書かれるということになりますでしょうか。

(何事か言う声あり)

国嶋部次長

申しわけありません。不十分であるというご意見は何いますし、また今お話にありましたことについて最低限清水委員が必要だと思われるということは理解できましたけれども、今ここで資料を提出して説明をさせていただきました。また、今お話にありましたような理由等につきましては、一審の判決書にも同様の記載がございました。それで、こういった資料にさせていただいたわけでございます。また、一審の判決のときにも清水委員から同じようなご意見をいただきまして、判断する材料として記載が不十分だというご意見もいただきまして、そのときは判決書を議会のほうの閲覧という措置もとらせていただきました。また、きょうご報告した内容についてさらに清水委員がおっしゃったようなものが必要だということで委員会でお認めいただくのであれば、また前回と同じように判決書を例えば議会事務局のほうに閲覧できる状態で置くということは可能だと考えております。

清 水

全く納得できませんけれども、次に移りますが、要は市長部局の中で今回の判決を受けて、その評価、また上告しないということに至ることが文書としてまとめられているのか。これまで滝川市は、例えばこの事件だけでも市長と福祉事務局長、あるいは副市長と福祉事務局長、あるいは福祉事務局長とその他、

この関係が報告書なしでもやりとりされていたということが第三者委員会でも厳しく指摘されたわけです。今回も文書もつからないのかと。これなら滝川市は全く組織改革されていないと言わざるを得ないので、私は先ほど文書として作成されているのか確認をいたしましたので、まずそれを聞いておきたいと思えます。

次に、訴訟で主張したことに対する自己評価ということでお伺いをしたいと思えます。一審は故意、または重過失だったのです。今回それが著しい注意義務違反が加わったり、重過失とはということで先ほど私が述べたようなことがつけ加えられたりということで、非常に高裁は過失の程度をさらに高めたと私は受け取っております。ところが、市は過失はないという主張をするとともに、第三者委員会の報告も否定するような主張をこれまで準備書面を出してきているわけです。このことについては、これまで議会でどうしてこんな主張をするのだと、第三者委員会にも反しているのではないかと聞いたら、訴訟中ですので、コメントする立場にはありませんと言って6年間過ぎたのです。市は第三者委員会の指摘を厳粛に受けとめたわけです。それに対してこの裁判で市が主張したこと、そして判決で裁判所が判断したこと、この3つを対比する形で資料をつくって、それをみんなで市民も含めて、議会も含めてしっかりとそこで理解をすることが、やはり新たな明るい滝川市政にとって私は不可欠なことだと思いますので、その点についてお伺いをしたいと思えます。

次に、今裁判においては滝川市再生基金を使った補助金、あるいは市の負担分の復元について、損害は埋まったという主張は原告は一度もしていません。ところが、これは裁判が終わったから言いますけれども、これまでの住民訴訟で損害が埋まって訴訟が終わったことは幾つもあるのです。一つの事例を示しますけれども、津地裁で行われた教職員に対する約10億円の給与というか、手当というか、これが違法だという地裁判決が出たのです。地裁判決後、組合がこの約10億円余を市教委に寄附をしました。その結果裁判が終わりました。だから、損害が埋まれば、埋まり方もあると思いますが、埋まり方次第によっては裁判が終わるのです。なぜそういうことをしなかったのか。これから債権放棄も今検討中だと非常にはっきりと聞こえてきますので、そうであれば一審で言えばよかったではないかということになるのですが、一審はそういう主張をしたのでしょうか。私はしなかったと思うのですが、確認をしておきたいと思えます。

国嶋部次長

まず、再質疑1点目ですが、上告しないということが文書として公式文書でまともまっているのかということですが、そういった形ではまともっておりません。資料等を作成、選択肢等を示した上で、庁議や経営戦略会議等で市の方針を決定し、ここで表明させていただいております。

大きく6点目ですが、第三者委員会の評価等を含めて市は過失はなかった、違法はなかったという主張、今清水委員は端的にお話になりましたけれども、第三者委員会の報告書を見ていただければわかりますように、それぞれの場面でこうしておけばよかった、これが足りなかったという指摘はしていただいております。滝川市の立場が変わらないというのは、それを否定するものではないということです。ただ、今回住民訴訟で裁判になっております。裁判の主眼は何かというと、その違法で故意、または重過失、それが職員である個人もしくは元理事者等に対して個人賠償を求めるだけの違法性はないということであり

ます。過去の住民訴訟におきましても違法性はあるけれども、そこまでの損害賠償責任は認められないという判決もございます。また、余談ですが、先ほど重過失の例がないということですが、重過失について放棄した事例もございます。

それと、再生基金での補填済みの主張をしなかったのは、なぜかということですが、まず裁判におきまして住民訴訟の意義は何かということと考えますと、住民訴訟は直接市民、住民の方が関与して行政の、例えば不法な支出ですとか違法な行為を差しとめる、生じた損害を受けとめるということであり、また、お話にありましたように裁判が継続している間にその損害はもう埋められているから、その住民訴訟は無効だということを目指して、それが通った事例があることは情報としては知っております。ただ、それについても、それでは裁判、住民訴訟の意義自体を否定するものだという判決が、最高裁ではひっくり返ったわけですが、地裁で出たこともございます。滝川市の立場として、この裁判を進めるに当たっては第三者委員会の報告を全て隠すものはないと。ただ、それが個人に賠償を求めるほどの責任を負うものなのかという点を地裁で争い、またその点についてそのもとになった事実認定について不服とする点があるから控訴をさせていただきました。ですから、裁判のこちらから出した準備書面の中で、滝川市がそれを争点として既に損害分は補填済みであるという主張をしたことはございません。準備書面の中の一文としては、ちなみにその損害についてはこういう取り組みで補填済みであるという記載の準備書面を提出したことはございますが、住民訴訟の場において補填済みであるから、この住民訴訟は無効だというような主張をしたことはございません。

委員 長
清 水

ここでNHKの傍聴を許可いたします。

先ほどの答弁では市側の主張の中に第三者委員会を否定するような主張は、一部あったということは別として、大きな流れとしてはなかったという答弁があったと思いますが、私は一つの事例を挙げつつ、それが全体的にあるのだということ指摘をまずして、それについてそれでもそうなのかということを知りたいと思います。

妻の病状調査については、第三者委員会は極めて不十分であると言っています。

(「委員長、議事進行」と言う声あり)

委員 長
窪 之内

窪之内委員。

清水委員の質疑が何を答弁してもらおうとしているのかということがよくわからないのです。裁判で主張したことをここで取り上げたとしても、それは裁判の中で判決が出たことなので、そこの中身を蒸し返して、それでその裁判での主張がどうかということはこの場でやりとりして、どういう意義があるのかなということがよくわからないのです。その辺説明してもらわないと、何か裁判の中の原告と被告が主張したことをここで繰り返して、その答弁をして、判決が出た中でどういうことになるのかなということがよくわからないのです。

委員 長
清 水

清水委員、今の指摘について答弁願います。

私は、一番最初に申し上げたように、この6年間市長は訴訟中につきコメントできないと言ってきたことが少なくとも裁判の主張についていえば、評価については全てそれで終わったのです。けれども、判決が確定するわけです。そのとき聞けなかったことを聞きますよということなのです。それは何かというところ……

(「まだ確定していない」と言う声あり)

清 水

それであれば確定した後にまた常任委員会を開いてくれればいい。であれば、市は第三者委員会の報告を大変重く受けとめたわけです。滝川市というのは当然同じ人格ですから、重く受けとめると言いながら、それを否定するような主張を裁判でしてきたと僕は思えるのです。裁判所の判断は、結局第三者委員会が言ったことに近い判決を出しているのです。ただ、第三者委員会は、違法性の判断は私たちはしませんよと言っていますので、違法性以外のことについてはかなり近いのです。そういう点で第三者委員会の判断、被告の主張、そして判決、これを対比すれば裁判中に訴訟で市が主張した各論点についての主張が第三者委員会をきちんと尊重したものになったのか、それとも正反対だったのかというようなことが今しか質疑できないのです。そこをするには、もちろん言葉で言ってもらってもいいけれども、そういった資料も、資料でもいいのだけれども、そういったことをお聞きしたいということで、先ほどはそういう資料を求めたということです。十分な調査を議会は今求められているのではないのでしょうか。

委員 長
窪之内

窪之内委員。

そこでどういう主張をしたかということも含めて判決が出たのですよね。裁判所は判断を示したのだと思うのです。だから、被告の主張、原告の主張を加味して判決が出たわけだから、それは判決の結果で、その主張はどうだったかというようなことは判決の結果で明らかなのではないかなと思うのですけれども、違うのでしょうか。

委員 長

暫時休憩します。

休 憩 14:19

再 開 14:21

委員 長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一応今の清水委員の質疑等に関しまして、質疑としては理解はできますが、田村委員が先ほど質疑したように今回の判決、最終的に上告はせずということに対して田村委員はするな、しろということを明確にしているわけですがけれども、清水委員はこの第三者委員会が出した内容について市が否定することはなかった等々過程のことをここで今窪之内委員が言われたように議論をするということは、ここですることではなく、もしされるのであれば、判決に対しての上告はせずということに対して清水委員はそのとおりだということの考えでいくのか、それとも反対に上告せよという考えで質疑をされているのかが不明確であって、そこら辺を明確にした上で質疑をしていただきたいと思います。

清 水

私は、もう上告する意義は全くないと思います。ただ、被告側からいえばそういうチャンスは残っているかもしれないということで、事実認定はもう既に地裁、高裁で完璧に行われていますので、私は上告すべきでないという立場です。議会がこの判決をどう受けとめるのかというのは、恐らくこれまでの判例では職員に1億4,000万円の支払いを求める、あるいは重過失、著しい注意義務違反、こんなことを言っている判決が出たわけです。そして、そういったことを議会がどういうふうにもその内容をチェックをするのか。判決もそうだし、それまでの市の姿勢がどうだったのか。それが私は簡潔に第三者委員会、市の主張、判決の対比、こういうことで端的にそれだけやれば十分わかるという話で一つの例として出したのだけれども、そういうことを経ないと、次のステップがある

わけですから、そのステップの準備を議会として十分にできないのではないのかと。それで、最高裁は、議会が裁量権の逸脱は許さぬぞということを言っているわけです。議会にはいろんな裁量権があるのです。裁量権があるけれども、判決そのものに対する理解が不十分だったら、それは裁量権の手前の話です。だから、厚生常任委員会として今回の判決を中心にした周辺についてよく質疑をする、資料を求めるといことが私は必要だと思います。そういう点で、きょうこういう形で第1回目としてやられましたけれども、私は判決が確定したという事実をきちんと受けて、これについての2回目の厚生常任委員会をやる。きょういろんなことを言っていましたけれども、意見として受けとめておきますとか、きょう用意できないものについてはどうのこうのするとか、そういうものについてはできる限り次の委員会に出していただきたい。それこそが私は議会の役割を果たすということになると思うのです。ちょっとこれは今後の常任委員会の運営にかかわることなので、まず委員長のお考えを伺いたいと思います。

委員長 今清水委員が言われたようなことにつきましては、厚生常任委員会の委員長としてそのように進めたいと思っております。

清水 委員長からそのような方向性が出されましたので、きょうは私もいろんなことを言わせていただき、質疑させていただきました。しかし、そこで残っていることについては、確定後にもう一回やりたいということで、きょうの質疑は終わりたいと思います。

(何事か言う声あり)

清水 資料要求、まず1点目がこれです。きょう出された資料の先ほど言った趣旨でどうということが重過失の原因なのか、著しい注意義務違反の原因になっているのかという理由を書いたものにまずしていただくということが、1点目です。2点目は、先ほどの第三者委員会、被告の主張、そして判決、この対比表です。つまり第三者委員会の報告に対して市がどのような姿勢でこの裁判に臨んだのかということがそれによってわかると思いますので、その資料を求めます。そして、3点目としては、文書はないということですが、やはり文書もないから滝川市はたたかれるのです。どこの世界に1億4,000万円も支払えというこんな重たい判決が出て、上告しないということについて文書を残さないなんて一体どういうふうになっているのですか。今までの滝川市が組織改革の中に必ずそういった文書は口頭ではなく文書をもってやるとか、そういうものを残すとかということをちゃんと書いてきているわけです。ですから、上告しないという発表のもとになる文書を議会に提出をしていただきたい。それは内部文書であれば出せないということもあり得ますけれども、出せるのであれば出していただきたい。

委員長 今清水委員から資料要求3点ほどございましたが、それぞれ分けて委員の皆さんにお諮りいたします。窪之内委員。

窪之内 第三者委員会の関係を言ったのですが、第三者委員会で報告されたことと被告の主張と対比したものを表にしてくださいとのことだけれども、それは何に対してなのかがよくわからない。何か幾つかの項目がないと、

それぞれの主張を出せないと思うし、表にできないと思うのだけれども、それはどういう項目についてそういう表をまとめてということをお求めしている資料ですか。

委員長 清水委員、2点目の資料要求の内容等が明確でないという指摘がありましたけ

清水 けれども、清水委員、何かありますか。

清水 判決文でいうと7ページ、当裁判所の判断ということで書かれているのだけれども、12ページの争点1で書かれている部分です。例えば(2)では立てかえ領収書のことが言われています。そして、争点1の中にたくさんの方が書かれています。(1)がその領収書で、(3)は夫の頻回受診、(4)は通院移送費が極めて異常ということで高規格ストレッチャー、タクシーの活用についてとか、(6)は妻が加わったことについてと、項目が括弧でずつつながっています。その点についてです。

委員長 窪之内委員、今の内容でどうなのでしょう。

窪之内 もしつくってくださいということになればつくるのは所管だと思うのですが、所管がこういう状態で作れるのかなという思いがあって聞いたということで、清水委員が言ったようなことでもし委員会として資料が必要だということになって、所管は準備できるということになるのでしょうか。

委員長 今清水委員が説明した内容等々を対比として出してくれと言われた場合に、そのような資料というのを所管は作成可能でしょうか。

国嶋部次長 1点目、重過失等の理由も追加した資料ということですが、資料にまとめる段階で例えば所管の取捨選択でまた不十分という話にもなりかねませんので、可能であれば判決書全文の資料ということで閲覧なりの方法を総務課に確認した上で出させていただきたいと考えます。

清水 それと、2点目ですが、正直清水委員から判決書に裁判所が争点と指摘した、それを判断に至った理由という言及がございましたけれども、それを例えば法律の判断はしないというあの時点でまとめていただいた第三者委員会の報告書、それと滝川市の立場については従前から言っておりますように第三者委員会の報告書で指摘されたことについて、それがなかった、それは全然よかったという主張はしておりません。ただ、こういう判断に至ったという経過から、それが個人賠償を求められる、今回の住民訴訟で2億4,000万円弱を求められるほどの違法性があるのかということを経験で私どもは主張は続けてまいりましたので、それぞれその主張の違う争点のものを例えば並べるといっても、大変申しわけありませんが、これについてはちょっと難しいかなと思います。

委員長 それと、3点目、上告せずの文書ということですが、保健福祉部の所管ではございませんけれども、先ほど言ったような会議で議事録等がもしあればそれに当たるのかなとは思いますが、それが内部文書ということであればお話にあったように今の段階では出せないと思います。ただ、市の方針の表明ということできょうの委員会でご報告させていただいたという流れになります。

委員長 清水委員、まず1点目の資料要求について所管のほうから今言われましたように出すのであれば全文をとという形でもよろしいでしょうか。

清水 高裁の判決文そのものが地裁の判決文に基づいているのです。地裁の判決を引用して、それに足している。だから、この判決文だけ見ても恐らくわからない。僕は両方見てやっとわかりましたけれども、そういう性格だから、17ページで、すぐ読めるものですから、まずこの判決を各委員に配付ということはぜひしていただきたい。

清水 どうしても対比ができないということであれば、次回の委員会に対して通告してでもやればそれは答弁で結果的に対比ができるということで、それについて

- 委員 長 はそういう形でも私は了承します。
- 委員 長 さらに、3点目につきましては、文書がないということですが、所管のほうの議事録という形であればという、内部文書でない限り出せばということですが、それでよろしいですか。
- 委員 長 それでは、各委員にお諮りいたします。まず、1点目につきましてはの資料、今言った難しい内容かもしれませんが、それは17ページになるのものの資料要求は、各委員の皆さん必要とされますか。必要とされる方は挙手願います。
- (挙手多数)
- 委員 長 それでは、1点目につきましては、資料をそのような形でよろしく願いいたします。
- (「19ページ」という声あり)
- 委員 長 19ページの資料となります。
- 委員 長 2点目は、今のところはよろしいですね。
- 委員 長 3点目につきましては、内部文書になっていない限りの議事録という形で出せるものがあれば出せるということですが、この資料については各委員の皆様必要でしょうか。必要とされる方は挙手願います。
- (挙手多数)
- 委員 長 それでは、所管のほうで1点目と3点目の資料についてよろしく願いいたします。
- 委員 長 ほかに質疑ございますか。
- (なしの声あり)
- 委員 長 それでは、本日の質疑は終了し、次回以降の委員会で、再度説明を受けることとします。
- 委員 長 **2. その他について**
- 委員 長 2、その他について委員から何かございますか。
- (なしの声あり)
- 委員 長 事務局から何かございますか。
- (なしの声あり)
- 委員 長 **3. 次回委員会の日程について**
- 委員 長 3、次回委員会の日程につきましては、第2回定例会前の委員会となります。5月23日金曜日10時から第一委員会室で開催いたします。よろしく願いいたします。清水委員。
- 清 水 判決の確定後には2つの選択があります。まず、三審に請求をして進んでいく工程ともう一方は債権放棄で、その場合は、第2回定例会であればその前ということとはあり得ますが、仮に臨時会でということになれば、それは臨時会の前に先ほどの2回目をやっていただかないと十分な調査をもって臨時会に臨めないということになりますので、その辺の日程調整はお願いをしたいと思います。
- 委員 長 その辺は臨機応変に対応させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いします。
- 委員 長 それでは、日程につきましては、そのようなことでよろしく願いいたします。以上で第40回厚生常任委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉 会 14:40